

告 示

埼玉県告示第三百七十三号

平成二十九年埼玉県告示第三百七十四号（低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第百十三号金額の欄イ及び同項第百十五号金額の欄イ」を「別表都市整備部の項第百十五号金額の欄イ及び同項第百十七号金額の欄イ」に改める。